

在宅障害者交通費補助金の申請受付について

障害者の就労支援のため、事業所への通所にかかる交通費（年4回のうち今回は7～9月分）を補助します。

対象＝下記①～③の全てにあてはまる人

- ①市内に住所を有している人
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所有している人
- ③障害者総合支援法に基づく事業所で生産活動を行い、工賃を支給されている人

※生活保護受給者で、生活保護法により移送費を受けることができる人は対象になりません。

補助内容＝事業所の通所時に公共交通機関（電車・バスに限る）を利用した場合の交通費の2分の1とし、上限額は1カ月あたり1万円となります

申請書配布期間＝9月20日（金）～10月9日（水）

申請書受付期間＝10月2日（水）～16日（水）

申込・問合せ＝土・日曜、祝日を除く9時～17時に社会福祉協議会 福祉課（☎53-6531・FAX 55-0986）へ

児童手当制度が拡充されます

「こども未来戦略方針」に基づき、令和6年度10月分から児童手当制度が拡充されます。

以下に該当する人は、10月31日（木）までに申請書類を提出してください。

提出期限は令和7年3月31日（月）ですが、10月31日（木）以降に提出された場合、手当の振込は1月以降になります。

令和6年9月分（10月支給）まで	→	令和6年10月分（12月支給）から
①所得制限あり		①所得制限なし
②中学校終了まで支給		②18歳年度末まで支給
③第3子以降の支給額：月1.5万円（小学校終了まで）		③第3子以降の支給額：月3万円（18歳年度末まで）
④支給月：年3回		④支給月：年6回（偶数月）

※第3子以降のカウント方法…従来18歳年度末までの上の子を対象にしていました。改正後は、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合、カウント対象になります。

【新たに受給資格が発生する可能性のある人】

所得超過により受給資格が消滅している人、中学校終了後18歳年度末までの児童のみを養育している人へ、9月中旬に申請書類を送付します。※勤務先から支給される公務員は、提出不要です。

【現在児童手当を受給している人】

第3子以降を加算を確認するため、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を、9月下旬に発送します。18歳年度末までの児童と18歳年度末以上22歳年度末までの児童の合計が3人以上の場合、提出してください。

【養育する児童が中学校終了後18歳年度末までの児童のみで、すべての児童の住民票が親と別世帯の人】

事前に申請書類を発送できませんので、子育て支援課までご連絡ください。

問合せ＝子育て支援課（内線522）

病児保育事業 大和郡山病院 病児保育園「のびのび」

児童が病気の際、保護者が就労等により、家庭での保育が困難な時に一時的にお預かりし、保育・看護を行う専用施設です。

利用時間＝平日8時30分～17時30分 ※延長保育あり（18時まで・別途料金）。

場所＝大和郡山病院北側 専用施設（朝日町）

定員＝3人（事前予約制） **対象**＝市内在住の生後6カ月経過後～小学6年生の児童

利用料＝基本利用料1日あたり2,000円（別途料金有）

※利用にあたっては、事前利用登録、利用時の受診等が必要です。

※昼食、おやつ等は、要持参です。

利用登録・問合せ＝大和郡山病院 病児保育園「のびのび」（☎88-2244）、保育支援課（内線524）